

波佐見町総合文化会館管理業務委託事業者募集要項

波佐見町では、公の施設である「波佐見町総合文化会館」の管理運営業務について、施設利用者の利便性と満足度を確保するとともに、施設管理にあたっては環境保全対策を図りながら、長期契約に対応可能な信用、技術、経験等を有する受託希望者から、公募型により受託者を選定するために必要な手続きを定めるものです。

1 施設の名称、所在地

名 称 波佐見町総合文化会館
位 置 波佐見町折敷瀬郷 2064 番地

2 施設の概要等

(1) 施設の基本的性格

波佐見町総合文化会館は、21世紀の地域文化の創造に向けて地域の文化・芸術・情報の発信拠点として平成10年3月に開館しました。現在、生涯学習の施設として多くの町民の方に利用されており、ホールでの発表会やコンサート、講演会など一年をとおして様々なイベントが開かれている。

(2) 施設の構成

①文化ホール棟

1階 大ホール（662人収容※内身障者席4人 親子室8人） 598.30㎡
舞台 179.28㎡
舞台袖（上手・下手とも） 183.66㎡
親子室 7.38㎡
ピアノ庫 13.82㎡
楽屋（1）※和室 19.17㎡
楽屋（2・3）※洋室 41.23㎡
2階 調光・映写・音響調整室 31.65㎡
3階 センターピンスポット室 10.13㎡

②生涯学習棟

1階 小ホール 292.79㎡
教材準備室 34.20㎡
印刷室 6.06㎡
研修室（1） 37.57㎡
調理実習室 51.39㎡
2階 調光・音響室 8.34㎡
情報学習室 37.57㎡

クラフトルーム	25.92㎡
研修室(2)	51.96㎡
研修室(3)	70.59㎡
研修室(4)	50.04㎡
和室(水屋、縁、全室含む)	101.30㎡
ギャラリー、廊下、階段等	322.95㎡

(3) 開館時間

総合文化会館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、必要と認めるときは、教育長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(4) 休館日

総合文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特に必要と認めるときは、教育長の承認を得てこれを変更することができる。

- ① 日曜・祝日
- ② 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)

(5) 使用料

総合文化会館を使用するものは、波佐見町使用料及び手数料条例(平成12年条例第11号)に規定する使用料を納めなければならない。ただし、特に必要と認めるものについては、教育長の承認を得て、使用料を減免し、又は減額することができる。

(6) 公平性の確保

管理運営にあたっては、利用者が平等に利用できるようにすること。

なお、町主催等の公共性の高いものについては、優先的な利用を確保すること。

(7) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

受託者は、波佐見町個人情報保護条例第9条の規定に基づき、別途締結する協定書において、「受託者が講ずべき安全確保の措置」として町が明示した措置を実施していただきます。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。(退職後もその対象となります。)

違反した場合は、同条例に規定する罰則の適用があります。

3. 業務委託予定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日(3年間)とする

4. 業務委託料の上限額

令和7年度 10,000,000円

令和8年度 10,000,000円

令和9年度 10,000,000円

業務委託料については、委託者・受託者にて協議の上決定し、業務委託契約に基づき支払います。

5 受託者が行う業務の範囲

受託者は、次に掲げる業務を行うこととする。

(1) 管理業務

① 平日（8時30分から17時15分まで）：2名常駐

- ・総合文化会館館内の管理
- ・会館使用申請の受付
- ・会館貸出時の対応（鍵・日誌の準備、音響照明（簡易作業のみ）等）
- ・社会教育・社会体育団体等への備品の貸出
- ・社会体育施設使用申請の受付

（体育センター、小中学校体育館、鴻ノ巣グラウンド・テニスコート、甲辰園グラウンド）

- ・その他、会館の管理・運営上必要な業務

② 平日夜間及び土・日・祝日：1名常駐

- ・夜間（17時から行事終了）及び土・日・祝日（図書館の開閉館時及び行事開催時）における会館警備業務
- ・その他、会館の管理・運営上必要な業務

(2) 費用負担

① 委託者が直接支払うもの

- ・特別な必要による施設及び施設周辺の改修及び維持管理に要する費用
- ・常用物品費、修繕費及び消耗品費（但し貸与に係る分を除く）
- ・電気・水道等の光熱費、電話代（但し貸与に係る分を除く）
- ・建物に係る保険料
- ・電気保安業務・消防設備保安点検に係る委託料
- ・夜間機械警備委託料

② 受託者が直接支払うもの

- ・受託事業者の職員人件費及び旅費等、受託者の事業に係るもの
- ・貸与施設に係る費用
- ・その他、受託事業者の運営に係るもの

6. 申請資格

- (1) 申請者は、法人その他の団体、若しくはグループであること。（法人格の有無は問いません。）
- ① 個人では申請できません。
 - ② 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
 - ③ 単独で申請する場合は、他のグループの代表者または構成者となって申請することはできません。
 - ④ グループで申請する団体は、代表者を定めるものとし、代表者及び構成者を変更することは認めません。
- (2) 申請者（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ）が、次のいずれかに該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正又は再生手続きをしている。
 - ③ 長崎県又は波佐見町から指名停止措置を受けている。
 - ③ 国税・地方税を滞納している。
 - ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
 - ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要がある場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有するものであること。

7 申請手続

(1) 質問の受付

募集要項等の配布物に関する質問は、波佐見町教育委員会（波佐見町役場内）まで質問内容を記載した書面を持参又は郵送、FAX、電子メールで提出してください。電話による質問は受け付けません。

質問の受付期間は、令和7年2月3日（月）9時から令和7年2月12日（水）17時まで（いずれの場合も必着）とします。

質問に対する回答は、波佐見町ホームページ及び波佐見町教育委員会にて公表しま

す。質問の受付期間後の個別の回答は行いません。

提出先：波佐見町教育委員会 社会教育班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地 波佐見町役場内

TEL 0956-80-6668 FAX 0956-80-6669

E-mail wavehall@town.hasami.lg.jp

(2) 現地説明会

現地説明会を次により開催します。参加を希望される団体は、令和7年1月22日(水)17時までに、「法人等の名称」「担当者の職・氏名・連絡先」及び「参加人数」を波佐見町教育委員会までご連絡ください。

なお、説明会参加につきましては、2名までとします。(グループの場合は、代表者または構成者から各1名ずつとしてください。)

開催日時：令和7年1月27日(月)11時から

集合場所：波佐見町総合文化会館(波佐見町折敷瀬郷2064番地)

連絡先：波佐見町教育委員会 社会教育班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地 波佐見町役場内

TEL 0956-80-6668 FAX 0956-80-6669

E-mail wavehall@town.hasami.lg.jp

(3) 申請の受付

申請書類は、下記のとおり提出してください。

提出先：波佐見町教育委員会 社会教育班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地 波佐見町役場内

TEL 0956-80-6668

提出期間：令和7年1月14日(火)から令和7年2月20日(木)まで

※ 申請書類は、簡易書留郵便もしくは持参して提出ください。

持参の場合の提出時間は、9時から17時までです。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかった場合は、受付することができません。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出いただきます。また、波佐見町教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 波佐見町総合文化会館管理業務委託事業者申請書 ([様式第1号](#))

(2) 波佐見町総合文化会館管理業務委託事業計画書 ([様式第2号](#))

※波佐見町総合文化会館(以下「総合文化会館」という。)に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 総合文化会館の管理運営方針に関する事項
 - ② 個人情報の保護の措置に関する事項
 - ③ 緊急時対策に関する事項
 - ④ 団体の理念に関する事項
 - ⑤ そのほか、教育長が必要と認める事項
- (2) 団体であることを確認するための必要な書類
- ① 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ② 役員及び職員の名簿
 - ③ 団体の概要に関する書類
 - ④ そのほか、教育長が必要と認める書類
- 提出部数 7部

9 業務委託事業者の選定等

(1) 業務委託事業者の選定

業務委託事業者の選定は、提出された申請書により、資格審査、書類審査、面接審査を行います。面接審査には、プロジェクター等の機材は用いず、既に提出いただいている提出書類によりプレゼンテーションを行っていただきます。

面接審査の日時及び場所等は、後日通知します。

審査基準に照らして最低基準に満たない場合は、候補者として選定しない場合があります。

(2) 主な審査のポイント

ア 基本事項（40点）

- ・町が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ・業務の実施における必要な人員を確保することができるか。

イ 運營業務（30点）

- ・個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるか。
- ・町民や地域との関係性の構築に向けた考えが適切に示されているか。
- ・利用者ニーズを把握し、運営等に反映させるための工夫はあるか
- ・事件、事故、災害、感染症等の発生に対して、予防策もふまえた危機管理を適切に行うことができるか。

ウ 維持管理業務（30点）

- ・本施設の維持管理を適切に行うことができるか。

(3) 審査上の取扱いにおける留意事項

次に掲げる事由に該当したときは、当該申請は失格又は無効となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等について、募集要項に指示する事項が守られなかったとき。

イ 申請書類として提出すべき書類が提出されていないとき、申請書類の記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていないとき、又は記載が本要項の定めるところに適合していないとき。

ウ 総合的に判断し複数の申請書を提出したと認められるとき（グループの構成員として申請された場合を含む。）。

エ 本件業務に従事する町職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

オ 申請者の備えるべき資格を有していないことが判明したとき

カ 申請者による業務受託期間中の委託業務の履行が困難であると判断される事が判明したとき。

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が業務受託者として業務を行うことについてふさわしくないと教育委員会が認めたとき。

ク その他不正な行為があったと教育委員会が認めたとき。

(4) 審査結果の公表

業務委託事業者の名称を、町のホームページで公表する予定です。

10 業務委託決定後の手続

(1) 業務委託契約の締結

業務内容に関する細目的事項、業務委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、業務委託事業者と町との間で協議の上、業務委託契約を締結するものとします。

(2) 引継ぎ、準備業務の実施

業務受託事業者と協議し、委託期間の始期から円滑に委託業務が実施できるよう、前業務受託者から事務を引継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

(3) 業務委託の取り消し

業務受託事業者が、業務委託契約の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、業務委託契約を締結しないことがあります。

ア 業務受託事業者の経営状況の急激な悪化等により、委託業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、業務受託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと認められるとき。

ウ 「6 申請に関する事項（1）～（4）申請者の備えるべき資格」を有していないことが判明したとき。

エ 申請や審査過程その他において不正な行為があったと町が認めたとき。

1 1. 募集から業務開始までのスケジュール

1 2月24日 (火)	募集要項の公表
1月14日 (火) 9時～2月20日 (木) 17時	受付期間
1月27日 (月) 11時	現地見学会
2月3日 (月) 9時～2月12日 (水) 17時	質問の受付期間
2月下旬～	資格・書類審査及び面接審査
2月下旬	審査結果通知
4月1日 (火)	業務委託契約締結